事業継続力強化支援計画認定チェックシート（市町村名）

１　提出資料（施行規則第１条第１項及び第２項）

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 提出ﾁｪｯｸ |
| １　認定申請書（様式第１） |  |
| ２　別表１～４ |  |
| ３　当該商工会・商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書 |  |
| ４　当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会・商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し |  |
| ５　認定申請書(様式第１)に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第２条第１項各号に規定する要件に該当することを証する書面 |  |

２　記載項目（法第５条第４項）

|  |  |
| --- | --- |
| 記載項目 | 記載ﾁｪｯｸ |
| １ | 事業継続力強化支援事業の目標【別表１】 |
| ①　現状 |  |
| 　　(1)地域の災害リスク |  |
| 　　(2)商工業者の状況 |  |
| 　　(3)これまでの取組 |  |
| ②　課題 |  |
| ③　目標 |  |
| ２ | 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表１】 |
| ④　実施期間 |  |
| ⑤　事業の内容 |  |
| 　　(1)事前の対策 |  |
| 　　　・小規模事業者に対する災害リスクの周知 |  |
| 　　　・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成 |  |
| 　　　・関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等 |  |
| 　　(2)発災後の対策 |  |
| 　　　・応急対策の実施可否の確認 |  |
| 　　　・応急対策の方針決定 |  |
| 　　(3)発災時における指示命令系統・連絡体制 |  |
| 　　(4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 |  |
| 　　(5)地区内小規模事業者に対する復興支援 |  |
| ３ | 事業継続力強化支援事業の実施体制【別表２】 |
| ⑥　実施体制 |  |
| ⑦　経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 |  |
| ⑧　商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先 |  |
| ４ | 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表３】 |
| ⑨　必要な資金の額 |  |
| ⑩　調達方法 |  |
| ５ | 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表４】 |
| 　イ．当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
| 　ロ．当該者との連携に関する事項 |  |
| 添付資料 | （例）商工会、商工会議所自身の事業継続計画 |  |

３　記載事項が基本指針に照らして適切なものであると認められることの確認

|  |  |
| --- | --- |
| 基本方針 | 確認ﾁｪｯｸ |
| １　目標の設定関係市町村の地域防災計画を踏まえつつ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、地区の商工業の経営状況等を踏まえつつ、小規模事業者が取組可能な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速かつ円滑に進め、自然災害等発生後における地域経済機能の維持を意識した目標を設定すること。 |  |
| ２　事業の内容商工会及び商工会議所が事業継続力強化支援事業を行うに当たっては、自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員企業が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等を通じ、地区の小規模事業者の事業継続力強化に資する支援を行っていくことが求められる。 |  |
| ３　実施期間商工会又は商工会議所は、自ら設定した１の目標を達成するため、実施期間を３年から５年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。 |  |
| ４　実施体制事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取組可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員（法第５条第５項に規定する経営指導員をいう。）を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設けるものとするとともに、被害状況の把握・報告等の自然災害等発生時における業務に係る実効性を向上させるため、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画についても作成し、必要に応じて当該計画に係る訓練を実施するものとする。加えて、少なくとも年に１回程度、事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しを行うものとする。併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等（法第５条第５項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。 |  |

４　記載事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであると認められることの確認

|  |  |
| --- | --- |
| 要　件 | 確認ﾁｪｯｸ |
| １　事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 |  |
| ２　連携して事業を実施する者 |  |

５　認定申請書（様式第１）に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第２条第１項各号に規定する要件に該当することの確認

|  |  |
| --- | --- |
| 要　件 | 確認ﾁｪｯｸ |
| １　商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者であること。 |  |
| ２　直近５年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であること。 |  |
| ３　直近５年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であること。 |  |
| ４　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者であること。 |  |
| ５　次に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。イ　心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ニ　法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者 |  |
| ６　直近５年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であること。 |  |